

# 田原本町オープンデータ利用規約

田原本町オープンデータ利用規約（以下「本規約」という。）は、田原本町オープンデータサイト（以下「本サイト」という。）の利用についての規約です。

本サイトのご利用に当たっては、本規約に従っていただくようお願いします。

## 1 利用に当たって

本サイトの利用者は、本サイトの利用をもって本規約の内容を承諾したものとみなします。また、本規約の内容は、必要に応じて予告なしに変更することがありますので、本サイトの利用に当たっては、本サイトで最新の利用規約を確認してください。

## 2 知的財産権について

### (1) 知的財産権の取り扱い

本サイトの利用者は、知的財産権を尊重するものとし、本サイトで提供されている情報等に関する以下の事項について理解した上で、情報等の取り扱いについては慎重な配慮を行うようにしてください。

### (2) 著作権意思表示

本サイトで公開しているオープンデータ（以下「本オープンデータ」という。）は、特に記載があるものを除いて、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際 (<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>)（以下「CC BY」という。）に規定される著作権利用許諾条件の下で提供しています。利用に当たっては、各データに付されているライセンスの内容に従ってください。

### (3) 出典の記載

ア：本オープンデータを利用する際は、出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。

（出典記載例）

『出典：「〇〇情報データ」（田原本町）（当該ページの URL）』など

イ：本オープンデータを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。なお、編集・加工等した情報を、あたかも本町が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

（本オープンデータを編集・加工等して利用する場合の記載例）

『「〇〇情報データ」（田原本町）（当該ページの URL）を加工して作成』など

#### (4) 第三者の権利

本オープンデータの中に第三者が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有している箇所や、第三者が著作権以外の権利(例:写真につき肖像権・パブリシティ権等)を有している対象データについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得るものとします。なお、対象データの中の第三者が権利を有している部分の特定・明示等は、原則として行っておりませんのでご注意ください。

#### (5) オープンデータ以外の情報の取り扱い

「田原本町ホームページ このサイトについて」の著作権の取り扱いによるものとします。

[http://www.town.tawaramoto.nara.jp/about\\_site/index.html](http://www.town.tawaramoto.nara.jp/about_site/index.html)

### 3 免責事項について

- (1) 本サイトに掲載している情報は、本町の活動に関する情報の一部であり、その全てを網羅するものではありません。また、事前に予告することなく名称や内容等の改変や削除、運用の停止等を行うことがあります。
- (2) 本町では、本オープンデータについて、その内容の完全性、正確性、有用性、安全性等については、いかなる保証を行うものでもありません。
- (3) 本サイトに掲載している情報を用いて行う一切の行為(それらを編集・加工等した情報の利用も含む。)について、本町は一切責任を負いません。
- (4) 利用者の本規約違反又は利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた全ての苦情や請求については、利用者自身の費用と責任で解決するものとし、本町は一切責任を負いません。
- (5) 本サイトの掲載情報は、あくまでも掲載時点における情報であり、本サイトの掲載情報について、事前に予告することなく名称や内容等の改変や削除、運用の停止等を行うことがあります。
- (6) 本町は、本サイトからリンクされているサイト(以下「リンク先サイト」という。)について、その掲載情報の正確性、合法性等を保証しません。また、リンク先サイトの利用により利用者が発生する損害について、本町は一切責任を負いません。
- (7) CC BY は、著作権に関する意思のみを明示したものであり、他の法令規則や手続きに反して本オープンデータを利用できるわけではありません。そのため、本オープンデータを利用し他の法令等に違反する行為を利用者が行った場合、本町は一切責任を負いません。

#### 4 本町への弁償について

利用者の本規約違反又は利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた苦情や請求への対応に関連して本町に費用が発生（賠償金の支払いを含む。）した場合には、利用者は当該費用を速やかに本町に対して弁償するものとします。

#### 5 準拠法と管轄裁判所

本規約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。また、本規約に関連して本町と利用者との間に生じる一切の紛争については、本町の所在地を管轄する裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附 則

本規約は、平成30年9月5日から適用します。